

東弁2025人権第709号
2026（令和8）年3月23日

府中刑務所
所長 西岡 慎介 殿

東京弁護士会
会長 鈴木 善和

人権侵害救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり勧告いたします。

記

第一 勧告の趣旨

貴所が、令和元年10月27日朝、朝食の配給時に貴所職員が配食について申立人に指示したことに対し申立人が反論したことを反則行為（粗暴言辞）として閉居20日を科したことは、申立人が貴所に入所して初めての懲罰であること、懲罰の対象となった申立人の発言は、配食の際の単なるやり取りでの言動に過ぎないこと、貴所から閉居20日を相当とする合理的説明がないこと、閉居罰は30日以内が原則であり、閉居20日はその上限に近い日数であることを考慮すると、相当性を著しく欠く過度に重たい懲罰と言わざるを得ず、申立人の人権を侵害したものである。

今後、貴所において、被収容者に対し懲罰を科す際には、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）第150条第2項に定める要件の有無を慎重に検討して、過度に重たい懲罰を科すことがないよう勧告する。

第二 勧告の理由

1 認定した事実

申立人から提出された資料、聴取内容、照会に対する貴所からの回答により、次の事実を認定できる。

申立人は令和元年10月8日、貴所に入所した。

令和元年10月27日、居室内において、朝食時の副食（昆布佃煮）の配食に不均等が認められたため、貴所職員は昆布佃煮を均等に配食し直すよう指示した。

申立人は、自分が配食を担当していないにもかかわらず注意されたため

職員に言い返した。

申立人提出の「懲罰審査会の開催等に関する通知書」の容疑事実（要旨）欄には、「職員に対し、『配食している人間は俺じゃねえ。俺が責任を感じるだろ。訴えるぞ。』など語気荒く放言し、もって他人（職員）に対して、粗暴な言辞をしたものである。」との記載がある。

最終的には、申立人による侮辱等（粗暴言辞）があったことを理由として、令和元年11月15日から同年12月4日まで閉居20日の懲罰が執行された。

申立人にとって、このときの懲罰は、今回申立人が相手方に服役して初めての懲罰であった。

2 権利侵害性

（1）府中刑務所への入所

申立人は令和元年10月8日、貴所に入所したものである。

（2）配食のルールについて

申立人は、令和元年10月27日、朝食時の副食（昆布佃煮）の配食に不均等が認められたため貴所職員が均等に配食し直すよう指示をした際、貴所職員に対して「私は配っていないのに、私の責任のように注意されると、私に責任があるように感じるようになるではないか。」と言い返したことを認めている。そして申立人は、共同室での食事の配食は同室の者で順番を決めてやっておき、当日は配食の担当でもないにもかかわらず相手方職員から指示されたために言い返したに過ぎない旨主張している。

これに対して、貴所は、室内の心得として、「他の人と一緒に居室に収容されている場合には、食事の用意、食後の片付けなどは、皆で協力して行うよう心掛けること」と説明している旨回答している。

貴所の『所内生活の手引き』を確認すると、「他の人と一緒に居室に収容されている場合には、・・・食事の用意、食後の片付けなどは、皆で協力して行うよう心掛けること」となっている。よって、食事の配食は同室者全員で協力してやるのが原則といえる。また、貴所において、同室者間で順番を決めて配食をするという独自のルールを作って配食することを許容しているかは明らかにならなかった。

（3）反則行為の有無について

本件では懲罰審査会が開かれており、申立人提出の上記「懲罰審査会の開催等に関する通知書」の容疑事実（要旨）欄の記載内容と申立人から聴取した際の事件当日の発言内容を比較すると、申立人としては配食を担当していなかったにもかかわらず注意されたため、貴所職員に言い返した点では一致している。

しかし、申立人が貴所職員に「訴えるぞ。」と言ったかどうかなど、申

立人の発言の詳細は不明である。また、当該発言をしたときの語気の程度については、申立人は言い返したが乱暴な言い方ではなかったと否定しており、貴所の主張とは大きく異なり、語気の程度も不明のままである。

したがって、申立人の発言の詳細及び語気の程度が分からないため、申立人の当該発言が、反則行為の容疑事実である侮辱等（粗暴言辞）に当たるかは不明と言わざるをえない。

(4) 閉居期間20日の相当性について

仮に申立人の当該発言が貴所の主張どおり粗暴言辞に当たるものであったとしても、閉居20日は相当なものであるかを次に検討する。

刑事収容施設法第150条第3項は、「懲罰は、反則行為を抑制するのに必要な限度を超えてはならない。」と規定している。

申立人に対する本件懲罰は、申立人が貴所に服役して間もない時期の初めての懲罰である。また懲罰の対象となった申立人の発言は、配食の際の単なるやり取りでの言動に過ぎない。にもかかわらず閉居20日とすることは、刑事収容施設法第151条第1項第5号が閉居罰の上限を原則30日と規定していることに照らすと、過重な処分ではなかったかという疑いがある。そこで当委員会は貴所に対して2度にわたり照会を行い、申立人が閉居20日になった理由を具体的に回答するようもとめたが、貴所からの回答は抽象的なものに留まるものであった。このような貴所からの回答内容では、閉居20日を相当とする合理的説明があったと認めることはできない。

このようにみると、仮に申立人の発言が粗暴言辞に当たるとしても閉居20日は過度に重たい懲罰であると言わざるを得ない。

(5) 結語

以上より、貴所の申立人に対する懲罰は、相当性を欠く不当懲罰であり申立人の人権を侵害するものである。

よって、頭書に記載のとおり勧告をする次第である。

以 上